

宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業実施要領

(趣旨)

第1 宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業（以下、「本事業」という。）は、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3596号通知。）、水田麦・大豆産地生産性向上事業実施要領（令和3年1月28日付け2政統第1959号農林水産省政策統括官通知。以下「国実施要領」という。）によるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

(事業実施主体等)

第2 本事業の事業実施主体は、国実施要領第2に定めるものとし、事業の対象となる取組は、国実施要領第5の1から4までに定めるものとする。

2 本事業における本県の団地化の面積基準は、別表のとおりとする。ただし、地域特有の事情によりこれによりがたい場合は、別途協議する。

(事業の実施等の手続)

第3 事業実施主体は、本事業を実施する場合は、国実施要領別記様式第1号別添に定める事業実施計画書（以下「事業計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。

2 知事は、提出された事業計画について、国実施要領第8の2に定めるところにより、その内容を審査した上で適切と認めた場合は、同要領別表1の成果目標の基準により算出された当該事業計画のポイントを確認の上、同要領別記様式第2号別添の都道府県事業計画総括表（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

3 知事は、地方農政局長の通知に基づき、都道府県計画のうち予算配分対象となった事業計画を承認するものとする。

4 事業計画の重要な変更は、国実施要領第8の4に定めるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、1に準じて行うものとし、地方農政局長の承認を受けるものとする。

(事業実施状況の報告等)

第4 事業実施主体は、国実施要領第10に定めるところにより、同要領別記様式第4号別添の実施状況報告書を作成し、知事に報告するものとする。

2 知事は、1により報告された内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、当該事業実施主体に対し、適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。

3 知事は、1により報告された内容を取りまとめ、国実施要領第10の3に定めるところにより、地方農政局長に報告するものとする。また、2の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長に報告するものとする。

(事業実施結果の評価)

第5 事業実施主体は、国実施要領第11の1に定めるところにより、別記様式第6号別添の事業評価シートを作成し、知事に報告するものとする。

2 知事は、国実施要領第11の2に定めるところにより、1により報告された内容について検討及び評価を行い、その結果について、同要領第11の3に定めるところにより、地方農政局長に報告するとともに、同要領第11の4に定めるところにより公表するものとする。

3 知事は、目標年度において、1により報告された内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断

した場合には、国実施要領第11の5に定めるところにより、当該事業実施主体に対し指導を行い、目標達成に向けた改善計画を提出させるとともに、地方農政局長に報告するものとする。

(推進指導)

第6 県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し、必要な指導・助言を行うものとする。

(書類の提出数及び経由)

第7 この要領により知事に提出する書類の部数は1部とし、事業を所管する地方振興事務所及び事業実施主体が所在する市町村を経由するものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2の2関係)

平坦部 (中山間地以外の地域)	※中山間地
4ha以上	1ha以上

※地域振興立法(特定農村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法ほか)の指定地域や、農林統計上の農業地域類型区分において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域